

学校体育館の空調設備の導入に活用可能な国の支援制度について、ご案内いたします。

事務連絡
令和4年6月3日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿

内閣官房国土強靱化推進室 参事官
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部 防災課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課長
参事官（施設防災担当）

防災・減災、国土強靱化に関する取組の促進について
[学校体育館の空調設備の導入促進]

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震の発生も切迫していること等に鑑み、令和4年度予算において約4.6兆円の関係予算を計上する等、防災・減災、国土強靱化に関する取組を強化しています。

学校体育館は、子供たちの教育・生活の場であることはもちろんのこと、災害時には避難所としての活用が期待されることから、令和2年10月には「学校施設における防災機能強化への協力について」（令和2年10月2日付け事務連絡【別添1】）において、適切な対処及び周知をお願いしていたところです。

学校体育館の空調設備の導入は、国土強靱化の観点からも重要な取組であるものの、導入に向けた検討が十分に進んでいない地方公共団体が多いことから、あらためて、学校体育館の空調設備の導入に活用可能な下記に示す国の支援制度について、ご案内いたします。適宜、参照していただきながら、引き続き、防災部局と教育委員会等関係部局が連携し、学校体育館への空調設備の導入を推進していただくとともに、管内市区町村に対して周知いただくようお願いいたします。

記

公立学校施設の整備に関して

- ・断熱性能の向上と併せて空調設備を導入する場合
- ・新增改築・長寿命化改修等大規模工事と併せて空調設備を導入する場合
→「学校施設環境改善交付金」の活用が可能

指定避難所における空調の整備に関して

→「緊急防災・減災事業債」の活用が可能

(詳細については【別添2】参照)

[ご参考] 学校体育館への空調設備の導入だけではなく、指定避難所の防災機能設備等の強化について、国の財政支援制度をまとめたものを参考添付いたします。(【別添3】参照)

問い合わせ先

この文書に関すること；

内閣官房国土強靱化推進室調整係 TEL:03-5253-1775

学校施設環境改善交付金に関すること；

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課整備計画係

TEL:03-6734-2466

緊急防災・減災事業債に関すること；

消防庁国民保護・防災部防災課 TEL:03-5242-7525

避難所整備に係る防災対策に関する国庫補助事業一覧【別添3】に関すること；

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）TEL:03-3501-5191

以 上

事務連絡
令和2年10月2日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県教育長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課長
参事官

学校施設における防災機能強化への協力について

学校施設は、安心して子どもたちや教職員が教育活動や生活をし、また、災害時の安全を確保し、良好な避難所としての役割を果たすものであり、その防災機能の強化は、より一層の推進が必要です。

今般、文部科学省において「公立学校施設の空調（冷房）設備の設置状況について」を公表し、特に避難所としての活用が想定される体育館の設置率は9.0%と依然として低水準であることが明らかになりました。

学校施設における防災機能強化については、これまでも「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」（平成28年10月11日付け28文科施設第295号文部科学省大臣官房文教施設企画部長発通知）【別添1】、「学校施設における防災機能強化への協力について」（平成28年10月14日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長連名事務連絡）【別添2】等により対応をお願いしてきたところですが、新型コロナウイルス感染症への対応下において、一層必要性が高まっていることから、引き続き防災部局と教育委員会等関係部局が連携し、適切に対処いただくとともに、管内市区町村に対して周知いただくようお願いします。

また、公立学校施設の整備や、指定避難所における空調設備の整備に要する経費について、下記の財源も活用可能であるので、念のため申し添えます。

記

公立学校施設の整備に関して

- ・ 学校施設環境改善交付金（文部科学省所管）

指定避難所における空調の整備に関して

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府所管）
- ・ 緊急防災・減災事業債（消防庁所管）

問い合わせ先

【この文書に関すること、緊急防災・減災事業債に関すること】

消防庁国民保護・防災部防災課 神田、津田 TEL:03-5253-7525

【学校施設環境改善交付金に関すること】

文部科学省文教施設企画・防災部施設助成課 整備計画係

TEL:03-6734-2466



28文科施第295号
平成28年10月11日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長 殿
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
山下



「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」
緊急提言について（通知）

本年4月に発生した熊本地震においては、地震により学校施設にも被害が発生するとともに、学校施設が地域住民の避難所として使用される中で、施設機能上多くの課題が生じたところです。

このため文部科学省では、「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」（座長：長澤悟 東洋大学名誉教授）を開催し、学校施設の耐震対策や防災機能の確保など、今回の地震被害を踏まえた今後の学校施設の整備方策について検討いただき、今般、別添のとおり緊急提言が取りまとめられました。

本緊急提言では、第1章においては、児童生徒等の安全確保について、耐震化や非構造部材の耐震対策の推進、第2章においては、学校施設における避難所機能の確保について、児童生徒や地域住民等の避難所として必要な諸機能の確保方策がそれぞれ示され、第3章においては第1章及び第2章で示された方針に沿って、国や地方公共団体等が今後講ずべき推進方策として、耐震対策の推進や関係部局間での連携体制の強化等が示されています。

各学校設置者においては、本緊急提言を参考にしつつ、引き続き構造体の耐震化及び吊り天井の落下防止対策を推進するとともに、非構造部材等の耐震点検及び耐震対策の推進を図るようお願いします。また、防災機能強化のための連携促進等については、防災施策を総括する防災担当部局が中心となって、教育委員会等の関係者間の協力体制構築の必要性等が示されたことから、各学校設置者においても適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県知事においては、所轄の私立学校に対して、各都道府県教育委員会教育長においては、域内の市区町村教育委員会に対して、それぞれ周知

いただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体の防災担当部局に対しても本提言の周知がなされるよう、関係省庁に依頼することとしています。

※本緊急提言については文部科学省のホームページにも掲載しています。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm

〈連絡先〉

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課防災推進室

電話：03-6734-2235

事 務 連 絡
平成28年10月14日

各都道府県防災主管部長 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

学校施設における防災機能強化への協力について

平素より防災行政の推進にご尽力をいただきありがとうございます。

今般、文部科学省において、「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」（座長：長澤悟 東洋大学名誉教授）を開催し、学校施設の耐震対策や防災機能の確保など、今回の地震被害を踏まえた今後の学校施設の整備方策について検討がなされ、緊急提言が取りまとめられました。これを受け、文部科学省から、各都道府県教育委員会教育長等の学校設置者に対し、別添のとおり、本緊急提言を参考に、関係者間の協力体制の構築に向け適切に対応していただくよう通知を発出したところです。

つきましては、教育委員会等関係部局と適宜連携し、本緊急提言の趣旨を踏まえて適切に対処していただくとともに、管内市区町村に対して周知いただくようお願いいたします。特に、市区町村における部局横断の体制の構築は、本年4月に内閣府（防災担当）において公表した「避難所運営ガイドライン」においても重視しているところであり、特段の留意をお願いいたします。

また、平成28年8月2日付け消防庁事務連絡『「未来への投資を実現する経済対策」における緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について』でお知らせしておりましたが、緊急防災・減災事業債の対象として、指定避難所（公立学校体育館等）における空調設備を追加することを予定しておりますので、各地方公共団体におかれましては、年度内の早期の事業化に向けた検討を開始するよう重ねてお願いいたします。

【連絡先】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官
（被災者行政担当）付 小林・増山

TEL：03-3501-5191

消防庁国民保護・防災部防災課 田中・森田

TEL：03-5353-7525

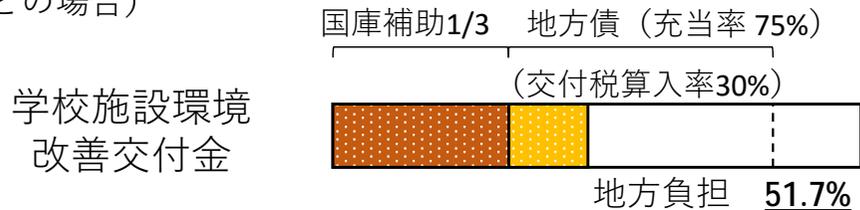
学校体育館の空調設備の導入に活用できる主な支援制度【別添2】

学校体育館の空調設備の導入に当たり、活用できる主な支援制度については以下のとおり

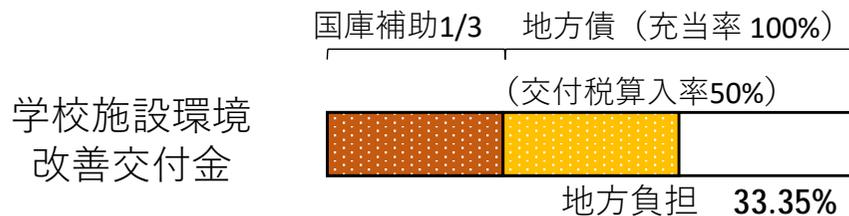
断熱性能の向上と併せて空調設備を導入する場合等

学校施設環境改善交付金

(断熱性を確保するための工事と併せて空調設備を導入する場合)



[防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業の場合]



要件等

- ・リース方式は補助対象外
- ・断熱性能の確保のための工事に要する費用も補助対象となる。

(新增改築・長寿命化改修等大規模工事と併せて空調設備を導入する場合)

公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金

新增築	補助率1/2	地方債充当率90%	交付税算入率66.7%	(地方負担200%)
改築・長寿命化改修	補助率1/3	地方債充当率90%	交付税算入率66.7%	(地方負担26.7%)

指定避難所における空調設備の整備

地方財政措置(指定避難所)

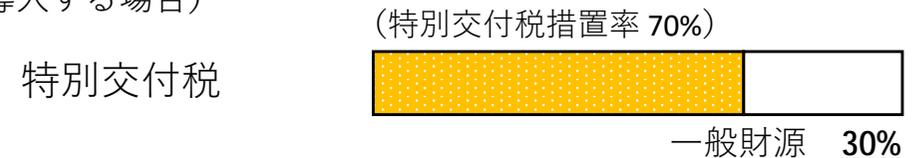
(適債性のある空調設備を導入する場合)



要件

- ・東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等

(適債性のない空調設備(スポットクーラー等可搬式含む)を導入する場合)



要件

- ・東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。

断熱性能の向上と併せて空調設備を導入した事例 (学校施設環境改善交付金(文部科学省所管)を活用)

事例 山形県長井市

窓ガラスやドアの改修による断熱性確保とあわせ、7校の小中学校の体育館等に空調設備を整備



総事業費：約5.8億円

(空調設備整備と断熱性確保のための工事費及び設計監理委託料の合計額)

うち学校施設環境改善交付金：約1.9億円(補助率1/3)

工事期間：約5か月(令和3年8月~令和4年1月)

【断熱性確保工事の内容】

- ・サッシ未改修の箇所はペアガラスに入替え、改修済みの箇所には日射調整フィルムを貼付
- ・気密性に乏しい鋼製吊戸をアルミ製ドアに改修

【その他の工事内容】

冬期の暖房使用も想定し、暖気を滞留させないように天井部にシーリングファンを設置

事例 東京都日野市

カバー工法による屋根の断熱改修工事とあわせ、4校の中学校の体育館に空調設備を整備



総事業費：約2.3億円

うち学校施設環境改善交付金：約0.7億円(補助率1/3)

工事期間：約4か月(令和3年7月~11月)

【カバー工法とは】

既存の屋根の瓦棒の間に断熱材を敷き、目地部分をプレートで押さえ平らな下地を作り、断熱材の上に防水シートを接着剤等で貼り付け、断熱性及び防水性を確保する工法

【空調機の形式】

ガス式マルチパッケージ型

指定避難所における空調設備の整備事例

緊急防災・減災事業債

ー常設の空調設備を導入した事例（大阪府箕面市）ー

緊急防災・減災事業債を活用し、避難所として指定されている小・中学校、20校の体育館にエアコン及び送風機を設置



総事業費：約7.9億円（市債）

小学校12校、中学校・小中一貫校8校

交付税措置：元利償還金について、その70%を基準
財政需要額に算入

工事期間：約4か月（平成29年12月～平成30年3月）

- ・ 災害時にも早期に供給可能なLPガス対応のGHPと発電機を採用
- ・ 空調効果向上のため、エアコンと送風機を一体化させた配置としている

（参考）特別交付税措置によるスポットクーラーの導入



適債性のない空調設備（スポットクーラー等可搬式含む）を導入する場合には、特別交付税措置が活用できません。

（スポットクーラーを導入した自治体の取組例）

小学校163校、中学校82校を対象として、合計519台のスポットクーラーを設置

総事業費：約6.5千万円

